

令和2年

第4回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

令和2年 第4回教育委員会（定例会）会議録

期日：令和2年3月19日（木）

開会：午前10時00分

閉会：午前12時00分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 令和2年第2回（2月定例会）及び令和2年第3回（3月臨時会）会議録の承認について

日程第3 教育長諸般の報告

日程第4 非公開とする審議事項について

日程第5 [議案第17号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第6 [議案第18号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第7 [議案第19号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第8 [議案第20号] 特別支援学級等への児童生徒の就学について

日程第9 [議案第21号] 令和2年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項について

日程第10 [議案第22号] 上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

日程第11 [議案第23号] 上天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について

日程第12 [議案第24号] 上天草市公民館条例施行規則の一部を改正する等の規則の制定について

日程第13 [議案第25号] 上天草市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する等の要綱の制定について

日程第14 [議案第26号] 学校医等の委嘱について

日程第15 [議案第27号] 上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について

日程第16 [議案第28号] 地域学校協働活動推進員の委嘱について

日程第17 [議案第29号] 上天草市スポーツ推進委員の委嘱について

日程第18 [議案第30号] 上天草市地区公民館の館長及び主事の委嘱について

日程第19 諸報告

2 出席委員

山下勝一（委員）、栢本修吾（委員）、濱崎千賀子（委員）、辻本幸之助（委員）、高倉利孝（教育長）

3 欠席委員 なし

4 議場に出席した者

山下正（教育部長）、赤瀬耕作（学務課長）、原田和久（社会教育課長）、田崎正明（教育審議員）、宮崎真司（学務課長補佐）、小浦嘉彦（社会教育課長補佐）、川本宜史（学務係長）

5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項 以下のとおり

開会 午前10時00分

○教育長（高倉利孝君） それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあります。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○教育長（高倉利孝君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に辻本委員及び宮崎学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 第2回（2月定例会）及び第3回（3月臨時会）会議録の承認について

○教育長（高倉利孝君） 次に日程第2。令和2年第2回2月定例会及び令和2年第3回3月臨時会の会議録の承認についてを議題といたします。みなさんには会議の案内と一緒に配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしく願いいたします。

○学務課長補佐（宮崎真司君） 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしく願います。

○教育長（高倉利孝君） よろしいですか。それではお諮りいたします。第2回定例会及び第3回臨時会の教育委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長諸般の報告

○教育長（高倉利孝君） 次に日程第3。教育長諸般の報告を行います。議案の1ページに掲載しています。その中から、3月5日から6日まで市内校長ヒアリングが行われました。1年間の学校経営の総括をしていただきました。どの学校も若手教師の育成が共通の課題でした。若い先生方に成長していただこうと、それぞれ管理職の先生方をはじめ、ベテランの先生方もお力添えをいただいているようです。次に3月18日、昨日のことですが、大矢野新図書館のプロポーザルプレゼン

テーションに出席いたしました。4者による社名をかけてのプレゼンが行われ、独自の新図書館への構想を、熱意を込めて発表していただきました。子供からお年寄りまで楽しく活用できる図書館に期待を寄せているところです。その後、3月市内校長会議が行われました。最後に、人事異動の校長内示を行い、ほぼ素案どおりの内示でございました。お知らせをしておきます。以上で、教育長諸般の報告を終わります。

日程第4 非公開とする審議事項について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第4。「非公開とする審議事項について」意見を伺います。日程第5「議案第17号」、日程第6「議案第18号」、日程第7「議案第19号」、日程第8号「議案第20号」及び諸報告第2の「不登校児童・生徒の状況について」、第3の「いじめの状況について」、第4の「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 異議なしと認め、「議案第17号」、「議案第18号」、「議案第19号」、「議案第20号」及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第17号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第5。議案第17号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第17号から議案第20号までは秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

日程第9 議案第21号 令和2年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第9。議案第21号「令和2年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○教育審議員（田崎正明君） はい、議案の6ページをご覧ください。議案第21号、令和2年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項について。令和2年度の上天草市教育委員会の教育方針、努力目標及び努力事項を次のとおり定めるものです。令和2年3月19日提出、上天草市教育長名。別紙のA3の用紙をご覧ください。令和2年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項になります。生きる力と上天草市を愛する心を持った人づくりを教育理念に、1生きる力を育む学校教育の充実及び学びを支える教育環境の充実、2社会教育の充実による地域の活性化、3個性豊かな地域文化の振興。4スポーツ文化の振興による地域の活性化、以上4つを柱に教育方針を定めて教育施策を展開してまいります。6ページにお戻りください。提案理由としましては、令和2年度の上天草市教育委員会の各事業を実施するにあたり、その方針を定める必要があります。また、学校教育及び社会教育に関する一般方針を決定することは、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。ご承認をよろしく願います。

○教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。赤い字が今回、表現が変わったところです。

○委員（瀧崎千賀子君） 以前の記憶がないので、この赤い字のところは、どのようになっていますか。

○教育審議員（田崎正明君） 令和元年度分を持ってきていませんが、基本的には、内容を推進

から充実が変わるという言葉の変化、それから、文言的に新しく付け加えた部分もございます。正確な名称でなかったものを正確な名称にしました。例えば、社会教育の2番の地域未来塾という言葉など正式名称に直したというところです。

○委員（山下勝一君） この地域未来塾は3年目だと思いますが、現在、姫戸中、大矢野中と龍ヶ岳中で、松島中がないということで、拡充ということは他の中学校に対して広げていくということですか。

○社会教育課長（原田和久君） 地域未来塾につきましては、市内各中学校に年度当初に調査を実施し、維和中と松島中については、日程等の調整がつかず、令和元年度は行わないとなり、先ほど申し上げた3校の実施となりました。

○教育審議員（田崎正明君） 先ほどの濱崎委員からの質問ですが、主な取り組みのところは基本的に赤い文字は全て追加の部分になります。それから、施策の方針につきましては、赤字にしているところは文言を多少変えているところですが、意味的な部分での変化はございません。

○委員（松本修吾君） 地域未来塾は、学校から申し込みがないと実施できないのでしょうか。松島中も実施してほしいです。

○社会教育課長（原田和久君） 現在、地域未来塾は、学校の要請の基に、空き教室等を利用して実施しています。松島中は空き教室がないため、公民館等での開催を検討しましたが、学校から公民館までの移動時の交通事故等の心配がありますので、実施に至っていない状況です。

○教育長（高倉利孝君） これは、構想ですので、実際に動き出してから、いい案があれば変更もできます。今後も検討していただければと思います。

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第21号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第10 議案第22号 上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第10。議案第22号「上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） はい、議案書の7ページをお願いいたします。議案第22号、上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について。上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定することとします。令和2年3月19日提出、上天草市教育長名。上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則。上天草市立小・中学校管理規則（平成16年上天草市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正するものです。9のページの新旧対照表をお願いいたします。第19条の3の次に次の1条を加える。指導教諭。第19条の4、学校に指導教諭を置くことができる。第2項、指導教諭は、児童及び生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。第28条の次に次の1条を加える。在校等時間の上限。第28条の2、教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和26年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内と

するため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。第1号、1箇月について45時間。第2号、1年について360時間。第2項、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。第1号、1箇月について100時間未満。第2号、1年について720時間。第3号、1箇月ごとに区分した各期間に当該期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について80時間。第4号、1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月。第3項、前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。11ページの概要をご覧ください。改正の理由については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条の規定により、文部科学省では「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が策定され、教育職員の在校等時間の上限等が示されるとともに、この指針に基づき教育委員会規則に規定する必要があります。また、指導教諭については、本市の規則に記載されていなかったことから、今回の改正に併せ、関係規定を整備するものです。主な内容については、（1）在校等時間の上限の原則について（第28条の2第1項）、（2）児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間について（第28条の2第2項）、（3）その他所要の規定の整備について（第19条の4）、施行日については、令和2年4月1日を予定しています。議案書の7ページにお戻りください。提案理由につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条に規定する指針に基づき、学校における教育職員の在校等時間の上限等について関係規則を定める必要がございます。なお、規則の制定については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

○委員（松本修吾君） これは、具体的にいうと、手当が45時間分しか出ないということですか。

○学務課長（赤瀬耕作君） 残業時間の制限になります。先ほど申し上げましたとおり、基本的には時間外勤務の上限が1か月あたり45時間、1年で360時間。それ以外に、特別な事情がある場合は、別途要件を定めている内容でございます。

○委員（松本修吾君） 具体的にはどうということですか。

○教育審議員（田崎正明君） 働き方改革で勤務時間が重要視されておりましたので、給特法で上限を定めたものです。1か月45時間、1年間で360時間は時間外勤務命令を命じることのできる最高限度の時間としています。この時間は、労基法上で定められた45時間をラインとしています。特別な事情というのは、例えば、災害時の支援活動や生徒指導上子どもたちの問題で急に時間を設けなければならないこととか、繁忙期における業務量の増などの場合は、80時間まではできるというところをえ方をします。

○委員（松本修吾君） 分かりました。

○委員（辻本幸之助君） 通常予見できない特別な事情の判断は、学校長がされますか。教育委員会で判断して許可を出すということになりますか。

○教育審議員（田崎正明君） 例えば、学校の中で問題事が起きた場合に、勤務を命じるのは校長ですが、その際に教育委員会が指示を出すことになります。災害時の部分については、教育

委員会からその支援にあたるよう指示を出しますが、学校内で起きた非常時の問題については、基本的に校長の命令で動くこととなります。

- 委員（辻本幸之助君） 今回のコロナウイルスの感染拡大に伴う授業時間数の不足分の対応として、この規定によって、4月以降の業務量の増加につながるようになりますか。
- 教育審議員（田崎正明君） 今回のコロナウイルスにかかる臨時休業は、年間の学習しなければならない時間は学習指導要領で決まっていますが、そのことについて、学校教育法に定められていることからすると、そこをクリアできてなくても法的に問題はないとなっています。時間数が足りないからといって、来年度その時数を補うよう時間数を入れるということはありません。ですから、そのまま来年度は来年度の年間時数の計画で進めていくこととなります。
- 委員（山下勝一君） 労働時間について、これまでいろいろ資料を出されてきた中で、80時間を超える方がいらっしゃるように思います。これが適用されていくときに、例えば、民間の事業所だとこれをオーバーしたら罰則規定がありますが、今回の改正ではその辺りのことはありませんか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 一般企業の場合は、労基法の適用になりますが、公務員は適用除外となりますので、市教育委員会の規則で定めて、基本的な項目は順守していただくような措置を取っていくこととなります。
- 委員（山下勝一君） 時間外勤務の時間が基本的には1か月45時間というくくりの中で、特別な事情がない限り、平均すると30時間以下で抑えないといけません。あとで報告があると思いますが、現実的に30時間以下で出来るという風には思えないのですが、その辺の見通しはいかがでしょうか。
- 教育審議員（田崎正明君） これに関しましては、いち早く3年前から統計を取りながら、学校長への指導、要請等を行ってまいりました。結果的に3年間の経年比較を見ますと、確実に勤務時間が減ってきております。今回、学校管理規則の中に、盛り込んでいくことで、教育委員会と管理者の校長に対しての責任がかなり強くなってくる。平たく言うと、待たなしで45時間以内の業務について、学校の中の仕事量とシステムを変えていかなければ、これが守れないということになりましたので、これまでは、教育委員会から45時間以内に抑えてくれと指示をしていましたが、管理規則上、こういう形で数字を見せていますので、これから先、学校の一人ひとりの業務内容とシステムを調べながら、改善を指導していかなければならないと思います。それを基にしながら、45時間の範囲内に近づいていくよう目指していきたいと思います。
- 委員（山下勝一君） それで気になるのが、それを学校でしなくて、家に持って帰ってされたら、さらなる負担となると思います。ぜひ、その辺も校長先生と連携して、取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。
- 教育長（高倉利孝君） 他に質疑はございませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第22号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第11 議案第23号 上天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について

- 教育長（高倉利孝君） 次に、日程第11。議案第23号「上天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの

説明を求めます。

- 学務課長（赤瀬耕作君） はい、議案書の13ページをお願いいたします。議案第23号、上天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について。上天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則を次のように制定することとします。令和2年3月19日提出、上天草市教育長名。上天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則。上天草市招致外国青年任用規則（平成25年上天草市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正するものです。次のページの新旧対照表ご確認ください。第1条第2項中「労働基準法（昭和22年法律第49号）」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改めます。第9条第1項中「上天草市一般職の非常勤職員の任用等に関する要綱（平成19年訓令第11号の2）」を「上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年上天草市条例第8号）」に改めます。第27条第2項第4号中「労働基準法」の次に「（昭和22年法律第49号）」を加えます。次のページの概要をご覧ください。改正の理由については、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行による地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、外国語指導助手は会計年度任用職員に移行し、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例に規定されることとなりますが、本条例の定めるもののほか任用等の必要な事項を規定する必要があるため、関係規定を整備するものです。主な内容については、会計年度任用職員への移行に伴う関係法規等の変更を行うものです。施行日については、令和2年4月1日を予定しています。議案書の13ページにお戻りください。提案理由につきましては、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行による地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程の制定及び改廃については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。これが、この議案を提出する理由です。ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。
- 委員（山下勝一君） この外国語指導助手という方は、会計年度任用職員ということで1年契約になるということよろしいですか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 外国語指導助手は、ALTになります。任用については、これまでも基本的に1年ずつ更新という形で行ってまいりました。これは、法律の施行に伴って、会計年度の職員に該当するという扱いになりますので、今回、整備するものです。
- 委員（濱崎千賀子君） 因みに、ALTの先生にとっては、改正していただいた方が有利になりますか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 会計年度任用職員は、給与体系等の見直しがなされております。しかし、ALTの先生につきましては、もともと全国的に給与体系も含めて細かく規則等が定められておりますので、そのまま適用しております。変化はあまりないと思います。
- 教育部長（山下正君） 今の件で補足します。ALTの方は今説明したとおりですが、会計年度任用職員となりましたので、今までの嘱託職員や臨時職員は非常勤の地方公務員の身分ということから、会計年度の公務員ということで、任用期間は1年間で有利か不利かはその人次第で、勤務経験が短い人は不利になる可能性があります。継続して任用が行われた場合には、有利になります。その分、責任もあることとなります。
- 教育長（高倉利孝君） 他に質疑はございませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第23号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

- 教育長（高倉利孝君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第12 議案第24号 上天草市公民館条例施行規則の一部を改正する等の規則の制定について

- 教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第12。議案第24号「上天草市公民館条例施行規則の一部を改正する等の規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

- 社会教育課長（原田和久君）** はい、議案書16ページをご覧ください。議案第24号、上天草市公民館条例施行規則の一部を改正する等の規則の制定について、ご説明いたします。上天草市公民館条例施行規則の一部を改正する等の教育委員会規則を次のように制定することとします。令和2年3月19日提出。本議案の提案につきましては、これまで上天草市特別職の非常勤職員として任用されていた中央公民館長、社会教育指導員及び人権教育指導員が、令和2年度から上天草市パートタイム会計年度任用職員として任用されることから関係規定の整備について一括提案するものでございます。上天草市公民館条例施行規則の一部改正。第1条上天草市公民館条例施行規則の一部を次のように改正します。18ページをご覧ください。第9条第1項中「館長、」を「地区公民館長及び」に改め、「及びその他必要な職員」を削り、同条第2項中「館長、」を「地区公民館長及び」に改め、「その他必要な職員」を削る。第10条を削る。第11条第1項を削り、同条第2項中「館長」を「地区公民館長及び主事」に改め、同項を同条とし、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。第14条中「審議会は」の次に「中央公民」を加え、同条第4号中「公民館」の次に「の」を加え、同条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。16ページにお戻りください。上天草市社会教育指導員に関する規則の廃止。第2条上天草市社会教育指導員に関する規則は廃止します。上天草市人権教育指導員に関する規則の廃止。第3条上天草市人権教育指導員に関する規則は廃止します。附則、この規則は、令和2年4月1日から施行する。20ページをご覧ください。規則の概要の制定改廃の必要性につきましては、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行による地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、これまで上天草市特別職の非常勤職員として任用されていた中央公民館長、人権教育指導員及び社会教育指導員が、令和2年度から上天草市パートタイム会計年度任用職員として任用されることから、関係する規定を整備する必要があります。内容につきましては、1の上天草市公民館条例施行規則の一部改正については、中央公民館長は、会計年度任用職員への移行に伴い第4条の任期、第10条の報酬、及び第11条のサービスを整備するものです。地区公民館長及び主事については、改正前規則第9条及び第11条におきまして「館長、主事」の文言を「地区公民館長及び主事」とし、同規則を整備するものです。2の上天草市社会教育指導員に関する規則の廃止及び、3の上天草市人権教育指導員に関する規則の廃止については、会計年度任用職員に移行することに伴い、規則の廃止を行うものです。17ページにお戻りください。提案理由といたしましては、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行による地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程の制定及び改廃については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

- 教育長（高倉利孝君）** 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第24号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第13 議案第25号 上天草市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する等の要綱の制定について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第13。議案第25号「上天草市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する等の要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） はい、議案書の21ページをお願いいたします。議案第25号「上天草市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する等の要綱の制定について」。上天草市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する等の要綱を次のように制定することとするものです。令和2年3月19日提出、上天草市教育長名。主な内容は、上天草市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正、上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱の一部改正と、上天草市学校教育指導員設置要綱の廃止で、これを一度に上程しております。上天草市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する等の要綱。第1条、上天草市立中学校部活動指導員設置要綱（平成31年上天草市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正します。第3条及び第4条を削る。第5条中「非常勤の」を「パートタイム会計年度任用」に改め、同条を第3条とする。第6条中「上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年上天草市条例第33号）第2条第2項」を「上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年上天草市条例第8号）第15条第2項」に改め、同条を第4条とし、第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。第9条中「第4条の規定にかかわらず、」を削り、同条を第7条とし、第10条を第8条とする。上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱の一部改正。第2条、上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱（平成23年上天草市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正します。第5条を削る。第6条の見出し中「報酬及び費用弁償」を「報償費」に改め、同条中「の報酬及び費用弁償は」を「業務に対し」に、「上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年上天草市条例第33号）の規定により」を「1時間あたり3,200円の報償費を」に改め、同条を第5条とする。第7条第2項中「上天草市一般職の非常勤職員の任用等に関する要綱（平成19年上天草市訓令第11号の2）」を「上天草市職員の旅費に関する条例（平成16年上天草市条例第41号）」に改め、同条を第6条とする。第8条を削り、第9条を第7条とする。上天草市学校教育指導員設置要綱の廃止。第3条、上天草市学校教育指導員設置要綱（平成23年上天草市教育委員会告示第4号）は、廃止します。26のページの概要をご覧ください。本要綱については、上天草市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正及び上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱の一部改正並びに上天草市学校教育指導員設置要綱の廃止を行う要綱を定めるものです。改正の理由については、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、特別職の非常勤職員であった中学校部活動指導員及び学校教育指導員は会計年度任用職員に移行されることとなりました。また、いじめ問題アドバイザーについては、勤務日数が少ないこと等により会計年度任用職員の要件を満たさなくなりましたが、いじめ問題や不登校事案等に係る相談対応や関係機関との連絡調整等を行い、児童生徒の健全な成長及び育成に寄与してきたことから、令和2年度以降も継続して運用を計画することとしております。これまで整備していたこれらの関係規定の見直しを行い、必要な改正を行うものです。

主な内容としては、(1) 上天草市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正については①中学校部活動指導員はパートタイム会計年度任用職員で任用されることから、委嘱及び任期の規定が不要となり、各条文を削除しました。②中学校部活動指導員の報酬が規定される条例を変更します。(2) 上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱の一部改正については、①いじめ問題アドバイザーの1日の活動時間や活動場所の制限となるサービスを削除します。②アドバイザーに支給していた報酬を報償費に変更し、その金額を明記します。③アドバイザーの通勤に要する費用の支給に係る関係規定の変更を行うものです。④アドバイザーに対しては、活動実績に基づき報償費を支給することから、休暇に係る規程を削除します。(3) 上天草市学校教育指導員設置要綱の廃止については、学校教育指導員は会計年度任用職員に移行されることに伴い要綱の廃止を行うものです。施行日については、令和2年4月1日を予定しています。議案書の22ページにお戻りください。提案理由につきましては、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行による地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程の制定及び改廃については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いたします。

○教育長(高倉利孝君) 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

○委員(辻本幸之助君) 26ページの④のアドバイザーに対しては、活動実績に基づき報償費を支給することから、休暇にかかる規定を削除するとありますが、休暇と報償費の関係を説明してください。

○学務課長補佐(宮崎真司君) いじめ問題アドバイザーは、以前は特別職の非常勤という形で規定されていましたが、今回、会計年度任用職員では、週に1日の勤務程度であったため任用ができず、特別職の非常勤からも外れた状態になります。今後も継続的な委嘱を行い、相談対応をしていただきたいと考えております。以前は、休暇の規定がありましたが、実際は、活動をされたときに、時給として3,200円を支給していましたので、もともと休暇という概念がなかったということで今回削除させていただきました。

○委員(濱崎千賀子君) いじめ問題アドバイザーの件ですが、時間としてどの位の予算を確保されていますか。

○学務課長補佐(宮崎真司君) 1回の相談で1日4時間程度を見込んでおり、月に15、16時間の予算を計上しています。週1回ずつ対応されても足るようになります。なお、残りの週4日については、県のSSWとして別の職務を持っていますので、その中で市での対応は県負担になり、それ以外で対応された分を市の報償費で支払います。

○委員(濱崎千賀子君) 3,200円の中には交通費も含まれていますか。

○学務課長補佐(宮崎真司君) 第6条に上天草市職員の旅費に関する条例で、1キロ当たり37円×距離で計算し、報償費とは別に支給する形で予算を計上しています。

○教育長(高倉利孝君) 他に質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長(高倉利孝君) それでは、お諮り致します。議案第25号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長(高倉利孝君) ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第14。議案第26号「学校医等の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） はい、議案書の28ページをお願いいたします。議案第26号、学校医等の委嘱について。学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第23条第1項及び同条第2項の規定に基づき、各小中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師を次のとおり委嘱することとします。令和2年3月19日提出、上天草市教育長名。29ページの令和2年度学校医・歯科医・薬剤師の一覧をご覧ください。今回、変更があった学校については、メーカーが入っていますが、内科医においては、上天草総合病院の医師の異動に係るものです。薬剤師については、ヒカリ調剤薬局の内部異動に係るものです。任期は令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。28ページにお戻りください。提案理由については、学校医等の任期満了に伴い委嘱するもので、附属機関の委員その他非常勤職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第26号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第15 議案第27号 上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第15。議案第27号「上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） はい、議案書の30ページをお願いいたします。議案第27号、上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について。上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱（平成23年教育委員会告示第3号）第3条の規定に基づき、次のとおり委嘱することとします。令和2年3月19日提出、上天草市教育長名。委嘱する者については中村幸輝さんです。任期については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。現在、多様化、複雑化している「いじめの問題や不登校」に関し、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校や保護者への支援体制を整えたいと考えています。委員を紹介します。中村先生につきましては、現在、県のSSWとしてご活躍されており、本市においても、すでに児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、就学援助、生活保護など、児童生徒が置かれた様々な環境や問題への働きかけを行っていただいています。提案理由については、上天草市いじめ問題アドバイザーの任期が、令和2年3月31日までとなっており、上天草市のいじめや不登校等の諸問題に対応するためには、いじめ問題アドバイザーを委嘱する必要があります。なお、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第5号）第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第27号は、ただ今ご審議いただき

ましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第16 議案第28号 地域学校協働活動推進員の委嘱について

○**教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第16。議案第28号「地域学校協働活動推進員の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○**社会教育課長（原田和久君）** はい、議案書31ページ、32ページをご覧ください。議案第28号、上天草市地域学校協働活動推進委員の委嘱について、ご説明いたします。上天草市地域学校協働活動推進委員設置要綱第5条の規定に基づき、次のとおり委嘱するものでございます。令和2年3月19日提出。委嘱する上天草市地域学校協働活動推進員につきましては、1番の登立小学校、和田誠治さんはじめ14名で、学校区、生年月日、住所につきましては、議案書記載のとおりで、すべて再任でございます。任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。提案理由といたしましては、上天草市地域学校協働活動推進員設置要綱第5条の規定に基づき、当該学校区の学校長から推薦があった者に地域学校協働活動推進員を委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関する場合は、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○**教育長（高倉利孝君）** 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** それでは、お諮り致します。議案第28号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第17 議案第29号 上天草市スポーツ推進委員の委嘱について

○**教育長（高倉利孝君）** 次に、日程第17。議案第29号「上天草市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○**社会教育課長（原田和久君）** はい、議案書33ページ、34ページをご覧ください。議案第29号、上天草市スポーツ推進委員の委嘱について、ご説明いたします。スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、次のとおり委嘱するものでございます。令和2年3月19日提出。委嘱するものにつきましては、1番の森広光さんはじめ20名で、年齢、住所、経験競技等につきましては、議案書記載のとおりです。新規委嘱者につきましては、34ページの20番の浅畑一美（ひとみ）さん1名で、ほか19名につきましては、再委嘱でございます。任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。提案理由といたしましては、スポーツ推進委員の任期満了に伴い委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○**教育長（高倉利孝君）** 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第29号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第18 議案第30号 上天草市地区公民館の館長及び主事の委嘱について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第18。議案第30号「上天草市地区公民館の館長及び主事の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（原田和久君） はい、議案書35ページ、36ページをご覧ください。議案第30号、上天草市地区公民館長及び主事の委嘱について、ご説明いたします。社会教育法第28条の規定に基づき、上天草市地区公民館長及び主事を次のとおり委嘱するものでございます。令和2年3月19日提出。地区公民館長の委嘱につきましては、1番の登立公民館長の野中亀三郎さんはじめ13地区の公民館長で、すべて再任でございます。36ページをお願いします。主事につきましては、登立公民館主事の何川文敏さんはじめ、13地区の公民館主事で、新任の主事につきましては、2番の山崎司誠さんはじめ、7名でございます。任期につきましては、地区公民館長及び主事ともに、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。提案理由といたしましては、地区公民館長及び主事の任期満了に伴い委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第30号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第19 諸報告

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第19。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1「4月の行事予定について」の説明をお願いします。

○教育審議員（田崎正明君） はい、議案書の37、38ページをご覧ください。4月の行事予定について説明させていただきます。月初めに予定しております諸行事等の中止が現在確定しております。1日の市の会計年度任用職員の辞令交付式、2日の教職員の辞令伝達式及び服務宣誓式は中止ということでご承知いただければと思います。

8日（水）市内小中学校始業式

9日（木）市内小中学校入学式（小学校10：00、中学校14：00）

入学式は、卒業式同様に新入学生、教職員、保護者というところで、来賓の参加は見送るということで学校に通知しています。

16日（木）全国学力・学習状況調査は今のところ中止の予定です。

17日（金）市内管理職の歓迎会

20日（月）教育委員会定例会（10：00 松島庁舎）

25日(土)上天草市サッカー大会スプリングカップ(アロマサッカー場)

と計画をしております。只今報告しましたが、予定も今後、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために流動的でございますので、予定の変更や中止も考えられます。決定次第、早急に連絡をいたします。以上です。

○教育長(高倉利孝君) 以上で、事務局からの説明が終わりました。ただいまの報告について、なにか質疑はございませんか。

○教育長(高倉利孝君) 入学式につきましては、卒業式と同じ取り扱いということです。

○委員(濱崎千賀子君) 17日の管理職歓迎会はありますか。

○教育長(高倉利孝君) 今のところある予定です。

○社会教育課長(原田和久君) 25日の上天草市サッカー大会スプリングカップを予定していますが、開催か中止か結論に至っていないため、早めに結論付けたいと思います。

○教育長(高倉利孝君) 他にございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長(高倉利孝君) 次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。

※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

○教育長(高倉利孝君) 次に、報告第5「後援等名義使用承認の報告について」の説明をお願いします。

○社会教育課長(原田和久君) 資料39ページをご覧ください。後援等名義使用承認について、報告いたします。行事名は、「ふるさと、天草に帰る一菊池恵楓園絵画クラブ金陽会作品展」で、開催趣旨につきましては、記載のとおりでございます。開催は、令和2年10月21日(水)から28日(水)まで、松島総合センターアロマ研修室で開催されます。主催者は、ふるさと、天草に帰る一菊池恵楓園絵画クラブ金陽会作品展実行委員会で、1,000人の参加が予定されています。以上報告いたします。

○教育長(高倉利孝君) 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長(高倉利孝君) 次に、報告第6「令和2年度熊本県立高等学校入学者選抜における後期選抜結果について」の説明をお願いします。

○教育審議員(田崎正明君) 別紙をご覧ください。令和2年度の県立高等学校入学者後期選抜の結果について報告をさせていただきます。3月17日(火)に県立高等学校の合格発表がありました。一覧表を見ていただければお分かりだと思いますが、まず、市内にあります上天草高等学校に合格した生徒が68人で、管内の中学生の34.7%の子供たちが進学しています。天草管内のその他の高等学校に進学した生徒が94人で、これが全体の48%になります。昨年度と比較しますと、上天草高校への進学は約3%の増加で、その他の天草管内への高等学校の進学は3%の減となっております。熊本市内の公立高等学校への進学は、10.7%というところで、昨年度が12.3%ですので、これもマイナス1.6%となっております。そう考えると、私立高校への進学が増えているということになります。なお、上天草市内で進学が未定の生徒が1名おりますが、その子は上天草高校の2次募集の出願中で、26日に結果が分かるということになります。以上です。

○教育長(高倉利孝君) 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長(高倉利孝君) 以上で、予定されていた諸報告は終わりましたが、その他、事務局か

ら追加報告があります。

○学務課長（赤瀬耕作君） はい、1枚ペーパーで上天草市職員記章規程の一部を改正する訓令等の合同訓令の一部改正についてをご覧ください。これにつきましては、令和2年度の市の組織改正に伴いまして、総務企画部が総務部及び企画政策部の2つの部に分かれました。このことから、市長部局と教育委員会等の合同で制定している訓令について改正をするものでございます。改正する訓令につきましては、職員記章規程の一部を改正する訓令と陳情等取扱規程の一部を改正する訓令です。内容につきましては、先ほど申し上げました通り、総務企画部を総務部に改めるというものでございます。施行は、令和2年4月1日からです。以上、報告いたします。

○教育長（高倉利孝君） 次に山下部長お願いします。

○教育部長（山下正君） はい、3月市議会の一般質問の報告をさせていただきます。別添の資料をご覧ください。教育委員会関係で一般質問をされた議員は、何川雅彦議員と田中万里議員の2名です。まず、何川雅彦議員ですが、東京オリンピック、パラリンピックの支援についてということで質問されました。これを機にスポーツ振興に結び付けていく考えについて聞かれました。本市におきましては、高校の女子バレーの合宿等がオリンピックの時期にありますので、それとリンクさせて盛り上げられればと考えております。なお、大矢野町出身のバレーボール選手が出場する見込みでありますが、この方が選ばれた場合はパブリックビューイング等の実施を考えているところです。もう一人、パラリンピックで龍ヶ岳町の藤田さんがいらっしゃいますが、あと2回から3回の試合をしてからの結果ということと、パラリンピックに関しましてはテレビ放映がなかなかされないということで、パブリックビューイングは難しいということで、バレーの小幡さんで考えています。このような回答をしております。それから、何川議員からは、新図書館に併設される資料館についてということで、資料館の内容や設備等を聞かれております。これに関しては、会議の冒頭に教育長からもありましたとおり、昨日プロポーザルということで、設計事務所が決定いたしました。まだ契約には至っていませんが、本契約後に基本設計に入っていきますので、具体的なものはこれからということで説明しております。設備等に関しましては、文化庁から出てきます国宝、重要文化財の公開に関する取扱要項に準じて行いますということで答弁をしているところです。次に、田中万里議員でございしますが、GIGA（ギガ）スクール構想の実現についてということで質問されました。この内容につきましては、先般の総合教育会議の内容と重複しますので、説明は割愛させていただきます。後で資料をご覧ください。もう1点、最後の方のページになりますが、登立小学校創立150周年についてということで、行政として式典を行う考えはないのかというご質問がありましたが、100周年の時に、PTA、地域や学校が主体となって実施した経緯があることから、教育委員会としてこれを踏襲したいと考えていると回答したところでございます。ただし、協力できるのであれば、学校と協議をしながら対応を行う旨を付け加えたところです。最後の7ページに管内の小中学校の創立年度の一覧を添付しているところでございます。龍ヶ岳小学校は平成23年に統合されており、ここからのスタートとなりますので、今回の対象校からは外れていくこととなります。以上でございます。

○教育長（高倉利孝君） はい、ありがとうございます。それでは原田課長お願いします。

○社会教育課長（原田和久君） はい、市立図書館の開館について、現在、新型コロナウイルスの影響によりまして閉館しておりますが、3月23日（月）から開館することとしています。実施する業務については、一部制限を設けて、貸出し、返却、予約サービスのみの提供とし、貸出冊数の上限を現状の5冊から10冊とします。移動図書館及び各種イベントにつきましては、不特定多数の方と接する機会がありますので、当面の間、中止とします。開館に当たっての感染防止対策として、出入り口にポスターを掲示し、アルコール消毒、手洗い、マスクの着用及び咳エチケットを徹底し、その他、1時間毎の換気等4項目を行っていくこととしていま

す。また、利用者の制限として、微熱、咳など体調の悪い方の入館禁止、長時間の滞在禁止、マスク着用及び消毒液での手洗いを励行してまいります。一部制限を設けておりますが、感染拡大防止を第一に考え、開館したいと思っております。以上報告いたします。

○教育長（高倉利孝君） 休業中の開館ということで子供にとって大変ありがたいことです。それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって令和2年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午前12時00分